

令和 7 年度 町政執行方針

令和 7 年第 2 回愛別町議会定例会の開会にあたり、まちづくりに対する所信を申し上げ、町民の皆さま並びに議員の皆さまにご理解とご協力をお願いするものであります。

私は、4 月 2 0 日に執行されました町長選挙におきまして、町民の皆さまから温かいご支援を賜り、再び愛別町長に就任をさせていただき、責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

町民の皆さまから寄せられました信頼と期待に応えるべく、「第 11 次愛別町振興計画」（令和 2 年度～令和 11 年度）による「子どもの笑顔がやく恵みの大地あいべつ」を創り上げる環境を整えるとともに、今年度から始まる「第 11 次愛別町振興計画後期基本計画」（令和 7 年度～令和 11 年度）及び「第 3 期愛別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和 7 年度～令和 11 年度）を着実に実行し、世界的な共通目標である S D G s の理念や、今後予想される人口減少や少子高齢化のさらなる進行をはじめ、地球温暖化の深刻化、全国各地における大規模な自然災害の発生、デジタル化のさらなる進展など、急速に変化する社会情勢の変化に対応しながら、町民の皆さまの幸福度を高め、未来への希望を持てる持続可能なまちづくりを推進していきます。

今年度においては、「愛別町ゼロカーボンシティ宣言」に伴い、当町における地域資源を活用した脱炭素化、地域経済の活性化、住民生活の質の向上、災害に強いまちづくりを進めるための具体的な取り組みを実行するため、「地球温暖化対策実行計画」を策定します。

また、昨今の物価高騰による影響を鑑み、プレミアム付き商品券を販売し、町内の商工業の活性化を図るとともに、国の臨時交付金を活用した「低所得世帯支援給付金給付事業」、「子育て世帯物価高騰支援特別給付金給付事業」、「介護・障がい福祉サービス施設物価高騰対策臨時支援金交付事業」等を実施することで、経済的負担の軽減と緊急的な生活支援をはじめ、昨年度整備した新しい火葬場の外構工事や、義務教育学校の整備に向けた実施設計など、新たな行政課題や多様な住民ニーズに対して、誠心誠意努力していく所存であります。

＜健やかでやさしい愛別＞

○保健・医療

町民一人ひとりが日頃の生活習慣を見直し、生活習慣病の発症や重症化を予防することが大切です。乳幼児期、青壮年期、高齢期などの人の生涯における各段階に応じた健康課題に着目し、効果的な保健事業を推進するために、第4次健康増進計画「愛いっぱいすこやかプラン」（令和6年度～令和17年度）、「第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健診等実施計画」（令和6年度～令和11年度）に基づく各種保健事業を継続して実施していきます。

健診、医療、介護を関連付けた予防の必要性をはたらきかけ、若い世代から生活習慣病予防や重症化予防を意識し、町民一人ひとりが自分自身の健康状態を正しく理解しながら主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、保健指導、健康相談を実施していきます。

健康意識の増進と特定健診の受診を推進するため、国民健康保険の被保険者に対して、特定健診の受診結果により糖尿病の発症リスクが高い

方へ2次健診を実施し、発症予防の取り組みを強化していくとともに、人間ドックを受診した際の費用について、特定健診の受診費用相当額の助成を継続していきます。

感染症予防対策につきましては、高齢者の带状疱疹ワクチン接種が予防接種法に基づく定期接種に位置付けられたことから、希望する方が適切にワクチン接種を受けられるよう周知を図るとともに、任意接種における費用助成を実施していきます。

○地域医療（国民健康保険愛別町立診療所）

町立診療所につきましては、体調が悪くなった時に初めてかかる第1次保健医療機関として、町民の皆さまが利用しやすくなるよう、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策に配慮しながら、信頼向上や医療体制の維持、確保に努めていきます。

また、現在、医療法人健光会旭川ペインクリニック病院と統合系医療情報システムを利用した連携により、夜間や休日の急病患者の応急的な診療を行っておりますが、今後も継続して、診療体制の充実化を図り、町民の皆さまが健康で安心して暮らせるよう、医療サービスの提供に努めていきます。

○子育て支援

子育て・少子化対策につきましては、保育・教育、発達支援、医療など多岐にわたり、過疎化や核家族化等により地域との繋がりも希薄となるなかで孤立感や不安感を抱く子育て家庭も増加傾向にあり、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりが課題となっています。

子育て支援として、「第3期愛別町子ども・子育て支援事業計画」（令和7年度～令和11年度）に基づき、妊娠期から子育て期まで、母子保健・児童福祉・教育・保育・子育て支援の連携により、子どもたちの健やかな育ちと保護者の子育てを地域全体で支援する体制を推進していきます。

母子保健では、妊婦等包括相談支援事業、「妊婦のための支援給付」を活用した経済的支援、産後ケア事業などにより、妊娠期から出産準備のための不安や経済的負担の軽減を図り、面談等による情報提供や精神的ケアを実施していきます。

また、医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療の費用助成を継続して実施していきます。

児童虐待の防止については、発生予防、早期発見、早期対応のため、関係機関との連携、生活面や発達面で支援を要する家庭の情報共有や相談体制の充実を図っていきます。

新しい生命の誕生を町民の皆さまと祝うとともに、温かく見つめ支え合う地域コミュニティを育んでいくため、子どもたちの健やかな成長に願いを込めた「君の椅子」プロジェクトについて、「祝っちゃう会」のご協力をいただき、引き続き参画していきます。

○高齢者支援

愛別町では、国や北海道の水準を上回る加速度で高齢化が進んでおり、そのようななか、高齢者や介護を担う家族の不安を軽減し、誰もが住み慣れた地域で健康で自立した日常生活と社会参加ができるよう、保健・医療・福祉・介護に携わる関係機関や地域の専門職が連携し、高齢者個々の状況に応じたきめ細かな支援を行う「地域包括ケアシステム」の一層

の推進を強化していきます。

高齢者の保健事業・介護予防施策や、介護保険サービスの安定的な運用と円滑な実施に関する総合的な計画である「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（令和6年度～令和8年度）に基づき、各種事業の推進と適正な保険給付に努めていきます。

高齢化・高齢者人口の増に伴い、認知症高齢者の増加が予測されますが、認知症であっても暮らしやすい町づくりのため「認知症サポーター」の養成を継続し、認知症に対する正しい知識の普及啓発、認知症の人とその家族・サポーターをはじめ、地域のボランティアや専門職が気軽に集まり交流できる場として「オレンジカフェ」を開催していきます。

高齢者を地域で広く見守る活動として、見守り協力員や協力事業所のネットワークを構築し、公的サービス以外の小さなサポートが実施できるよう利用の促進を図っていきます。

すべての高齢者が自分らしく健康で生きがいを持ち続けるために、健康づくりとフレイル予防、集いの場などの介護予防施策を推進していきます。

高齢者等交通費助成事業を継続し、社会参加の促進、日常生活における外出支援を図っていきます。

また、介護分野での福祉人材の確保を図るため、「外国人介護福祉人材育成支援事業」に引き続き取り組んでいきます。

○障がい者支援

障がいの有無にかかわらず、すべての人がお互いの人権と個性を尊重し、支え合いながらともに生きる社会づくりが求められています。

近年は、障がいのある方の高齢化が進んでいるほか、介護者の高齢化も進んでおり、将来の生活に不安を抱いている家庭の増加が懸念されます。また、精神疾患の患者数も増加傾向にあり、支援の一層の充実が求められています。本人が希望する暮らしの実現を支援するため、「第3次障がい者基本計画」（令和6年度～令和14年度）及び「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（令和6年度～令和8年度）に基づき、その人らしい生活ができるよう、社会参加の促進に向けた取り組みを図っていきます。

また、障がい者福祉サービスに対する需要や、障がい特性に応じた利用者本位のサービス提供、相談支援に対応するため、構成町4町による上川中部福祉事務組合を中心とした相談体制の充実を図るとともに、障がい者の高齢化や親亡き後を見据え、住まい、医療、就労などの社会参加、緊急時対応などの支援体制を整備し、障がい者福祉の向上を図っていきます。

○地域福祉

少子高齢化や核家族化の進行、個人の価値観の多様化などにより、家族や地域の支え合う機能の低下や、社会的な繋がり希薄化が進んでおり、公的なサービスだけでは対応が難しい生活課題も生じてきているなど地域社会は大きく変化しています。住民や住民団体、ボランティアが自主的に参画するしくみ、ネットワークづくりを進めていきます。

生活における困難に直面した場合でも、孤立することなく適切な支援に結びつくことができるよう、社会福祉関係者間の連携を深め、地域福祉の推進に努めていきます。

地域の住民同士が気軽に交流できるよう、地域サロンの活動支援を行い、共に助け合い思いやりを感じることができる地域共生社会の構築に努めていきます。

＜安全・安心で快適な愛別＞

○消防・防災

消防につきましては、地域住民の生命、身体及び財産を守るとともに、災害に強い地域づくりを目指し、消防署や消防団の施設・設備の老朽化等に対応した計画的な更新や高度化をはじめ、消防団員の確保や消防職員・消防団員の知識・技能の向上等を進めていきます。

防災につきましては、災害用非常食や避難所における防災備品・備蓄品等の計画的な整備を進めていくほか、近年多発している河川水位上昇の危険性を踏まえ、耕種農家との連携による「田んぼダム」の取り組みを推進するとともに、今年度は、金富地区のヨーコシナイ川の河川維持補修工事、中央地区のパンケメムナイ川の浚渫工事と、愛別南3号の3道路及び本町5線道路の排水路補修工事を実施し、内水氾濫の未然防止に努めていきます。

また、昨年度に整備したデータ放送及びスマホアプリとの連携により、さらなる情報伝達手段の多重化が図られ、データ放送、スマホアプリ「^{アイ}a i ガイド」、FM告知端末、町ホームページ、各種SNSなどを通じ、誰一人取り残さない情報伝達の徹底を図っていきます。

○環境・景観・霊園

廃棄物の適正処理や住生活に係る環境整備は、快適に生活するための社会基盤です。

廃棄物につきましては、町民の皆さまのご理解とご協力のもと、正しい分別による適正な処理について、愛別町外 3 町塵芥処理組合と連携し、収集・処理体制の充実に努めております。さらに、昨年度から取り組んでおりますペットボトルのリサイクルにおいて、分子レベルに分解して不純物を除去できるケミカルリサイクル技術の活用により、何度もペットボトルを再生できることから、これまで焼却していたラベルも再生原料となり、二酸化炭素の削減が図られます。

花と緑のまちづくりの推進につきましては、公共施設における花壇整備、ガーデニング写真の募集・紹介等により、やすらぎを実感できる景観づくりに努めていきます。

令和 4 年 6 月に行った「愛別町ゼロカーボンシティ宣言」では、令和 32 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指しており、地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体の温室効果ガス削減計画である「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定します。この計画は、住民や事業者の皆さまの取り組みも含めた愛別町全体の計画であり、再生可能エネルギー導入促進、地域の住民や事業者による省エネ等による温室効果ガスの排出抑制推進、地域の環境整備や改善、循環型社会の形成について施策の目標を定めるとともに、町民の皆さまに向けて広報紙等を活用したゼロカーボンに関する情報発信に努めていきます。

また、「ごみを減らす・再使用する・再資源化する」の 3 R 運動を促進するため、繊維リサイクル、小型家電リサイクル回収の取り組みについて

て、引き続き広く周知することにより、再生可能な社会と循環型社会の実現を目指していきます。

火葬場につきましては、今年度から供用を開始しておりますが、故人の尊厳に重きを置いた火葬と、ご遺族が故人を偲ぶ心情に寄り添った心安らぐ施設空間となるよう、適正な管理運営を行っていきます。また、「火葬場建設整備事業」の最終年度として、旧火葬場の解体工事及び外構工事を行っていきます。

○上・下水道

簡易水道事業につきましては、「安全でおいしい水を、いつでもどこでも供給する」を念頭に、災害に強い施設整備や供給される水の安全性の確保などを重点課題として、水道施設の維持管理に努めていきます。

今年度は、「上水道施設整備事業」として、老朽化が進む浄水場の水処理機械設備及び愛山ポンプ場の電気設備の更新を実施し、水道水の安定した供給を図っていきます。

下水道事業につきましては、快適な生活環境と公共用水域の水質保全を図るために、「ストックマネジメント計画」（令和３年度～令和７年度）に基づき、災害に強い施設整備や維持管理に努めていきます。

簡易水道事業・下水道事業ともに、健全かつ安定的な事業運営を継続するために、平成 28 年度に策定した経営戦略を見直し、経営状況を的確に把握したうえで持続可能な経営に取り組んでいきます。

下水道処理区域外においては、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、「愛別町生活排水処理基本計画」（令和４年度～令和 13 年度）に基づき、国の交付金制度を活用し、「浄化槽設置整備事業」

を進め、環境保全と快適な生活環境の実現、水環境の改善に努めていきます。

○公園・緑地

農村公園やふれあい通りなどの公園・緑地につきましては、町民の皆さまの憩い・交流の場として、安らげる環境づくりの維持管理に努めることで、住みよい生活環境を提供していきます。

<豊かで活力に満ちた愛別>

○農 業

農業につきましては、農家戸数の減少や農地整備事業に伴う経営面積の拡大が進むことから、低コスト生産や作業効率の向上を図るため、「スマート農業推進事業」や「生産基盤整備事業」による支援を行うとともに、米の産地として良質な水稻生産に向けた技術対策と、町内外への販売促進を図るため、愛別町米麦生産振興協議会と連携し、安定生産や良質米生産の取り組みを推進していきます。

また、耕作放棄地の発生防止と農業の持つ多面的機能を維持・増進させるため、「中山間地域等直接支払事業」や「多面的機能支払事業」の取り組みに引き続き支援していきます。

畜産につきましては、鳥インフルエンザが依然として全国的に流行しており、防疫体制の整備や、家畜伝染病発生の予防及び蔓延防止のため、愛別町家畜伝染病自衛防疫組合を中心とした損耗防止の取り組みを徹底していきます。

農地の流動化につきましては、「地域計画」をベースに農地中間管理機

構の活用による担い手への更なる農地の集積・集約を推進していきます。

特産振興につきましては、きのこをはじめとする地域特産品のPRや、販売促進等の活動を支援していきます。

また、きのこ生産施設については、フロン排出抑制法に対応した冷凍機等施設改修に対して、施設の延命を図り支援していきます。

○農地整備（国営緊急農地再編整備事業）

農業の生産基盤となる農地につきましては、平成28年の「国営緊急農地再編整備事業」開始から10年目を迎え、事業予定期間の2/3が経過します。

令和6年度までの整備面積は、約60%が完了し、工事が完了していた愛別川水系の厚生、伏古、協和地区につきましては、事業完了の区切りとなる「換地処分」を行い、工事後の土地に合わせた新たな地番が交付されました。

令和7年度につきましては、字愛別地区と愛山地区の約107haの面整備工事と2カ年国債発注となる愛別地区と中央から豊里までの延長3.5kmの幹線支線用水路工事、豊里と字愛別地区の残り全ての設計業務を行い、換地計画原案を作成し、換地に向けた確定測量を行っていくための準備を行っていきます。

整備後の圃場では、収穫量や品質の向上が図られ、作業の効率化、生産コストの低減等の事業効果が実感できており、発注者である旭川開発建設部旭川農業事務所も愛別地区の完了を最優先に、愛別町の予算額と同等以上の予算を確保していただいておりますが、資材費等の高騰など社会情勢が変化し、総事業費も上昇しており、将来的負担も増えてくるこ

とから、コスト低減のため、2カ年国債発注や土質に応じた暗渠施工などを図り、事業予定期間で完了できるよう、農業者・関係機関・関係団体と協力して事業の推進に努めていきます。

○林 業

林業につきましては、森林が持つ生態系や水源かん養機能など、その役割を適切に果たすことができるよう「愛別町森林整備計画」（令和6年度～令和15年度）に基づいた森づくりを推進していきます。

民有林は、愛別町森林組合と連携を図りながら、森林環境譲与税を活用し、計画的な森林整備事業を進めるとともに、人材育成や木材利用の推進と普及啓発事業に取り組み、適切な森林施業の推進と管理に努めていきます。

有害鳥獣対策につきましては、鳥獣による農業被害の防止及び安全な生活環境を確保するため、猟友会のご協力をいただきながら、有害鳥獣対策連絡協議会を中心にエゾシカ等の有害鳥獣駆除に努め、引き続き、狩猟担い手の育成確保のため、新たな人が狩猟免許を取得する際の助成や若手ハンターの育成支援を継続します。

○商 工 業

商工業につきましては、町民の生活応援や消費者の町外流失を抑え、町内商工業者の経済活性化を図ることを目的として「くらし応援券」による地域消費拡大の取り組みを支援していきます。

また、新たな起業を促進させるため、愛別商工会と連携して、創業者や事業拡大を図る事業者への支援を図るほか、商店街の賑わいの創出や

地場産品の消費拡大に向けた取り組みを進めていきます。

○観 光

観光につきましては、コロナ禍の影響により大きな打撃を受けましたが、近年は回復傾向にあります。

イベントの開催は、夏に「あいべつ夏まつり」が開かれ、多くの家族連れや子どもたちで賑わいを見せたほか、秋には「きのこの里フェスティバル」の開催で、多くの方々に来町いただきました。愛別町の魅力を十分に堪能できる一大イベントでありますので、引き続き、支援していきます。

パークゴルフ場やオートキャンプ場は、多くの町民や町外の方々が利用されており、町民の健康増進や愛別町の魅力発信に努め、利用者増に繋げる取り組みを進めていきます。

また、広域的な連携では、魅力ある観光地域づくりに資する「大雪カムイミンタラDMO」の取り組みを進めていきます。

○労 働

労働対策につきましては、就労ニーズの多様化、人口減少と人材不足により労働力の確保も難しい状況にあることから、中小企業の育成振興を図るため就労者の資格取得に対する支援や、首都圏からの移住者に対する支援を、引き続き実施していきます。

＜明日への基盤が整った愛別＞

○土地利用

将来にわたり適正かつ効率的な土地利用を促進するため、農業振興地域整備計画に基づく適正な土地利用を図り、優良農地を確保するとともに、国営緊急農地再編整備事業の実施をはじめとする生産基盤の整備など、農業経営の安定的発展に取り組んでいきます。

また、著しい過疎化の進行に伴い、全町的に空き地増加が大きな課題となってきたことから、情報の収集・提供を行う「空き地バンク」の積極的な活用を推進するとともに、本町通りにおける空き地については、所有者の理解を得ながら、草刈り等の環境整備を実施していきます。

○道路・公共交通

道路につきましては、子どもたちや高齢者、障がいのある方たちが、安心して通行できる道づくりを進め、人と車がいつでも安全に通行できるよう日常的に道路パトロールを行い、道路施設の点検・維持補修に努めていきます。

公共施設の長寿命化を図るため、今年度は、「橋梁長寿命化修繕計画」（令和２年度～令和１１年度）に基づき、金富地区の富泉橋の修繕工事を実施し、公共土木施設の計画的な維持管理に努めていきます。

冬期間の除排雪につきましては、安全で安心な冬道対策として、万全な除雪体制により効率的・効果的で迅速な除雪作業を進めていきます。

本町通りの排雪につきましては、通院、通学、買物客の安全な通行の確保を目的に北海道及び本町通り排雪組合と協力して実施していきます。

地域公共交通につきましては、昨年度に策定した「愛別町地域公共交

通計画」(令和6年度～令和10年度)に基づき、公共交通の利用者及び地域住民はもとより、国・道・関係市町・交通事業者等との幅広い連携のもと、本町における公共交通の利便性の向上や多様な交通手段の最適化を図るとともに、デマンドバスの利便性向上や、持続可能な町内交通及び日常生活圏における広域交通ネットワークの構築を進めていきます。

○デジタル化

スマートフォンやタブレット端末の活用が一般化し、急速に進展するICT化や住民ニーズの多様化に対応するため、昨年度に導入したデータ放送やスマホアプリをはじめ、FM告知端末器を利用したケーブルネット放送やホームページ、SNS等、各媒体の特性を生かした多層的かつ分かりやすい情報伝達体制の充実を図っていきます。

また、全ての町民がデジタル化の恩恵を受けられるよう、高齢者やICTに不慣れな方への支援を進め、地域全体でのデジタル格差の是正に取り組んでいきます。

自治体DXの推進につきましては、マイナンバーカードの普及にあわせた行政サービスのIT化や、行政運営の効率化を図るため、「新しい地方経済・生活環境創生交付金(新地方創生交付金)」や「愛別町デジタル化推進基金」を効果的に活用していきます。

今年度においては、昨年度からサービスを開始したマイナンバーカードを用いた各種証明書のコンビニ交付サービスの利用率を向上させるための普及啓発に力を入れるとともに、インターネット上で申込予約やアンケートが実施できるフォームを導入し、利便性の向上を図っていきます。また、職員間の情報共有やスケジュールを管理するグループウェア

を新たなネットワーク接続方法により更新し、行政事務の効率化を図っていきます。

今後も引き続き、住民サービスの利便性向上と地域課題の解決に資するデジタル活用を積極的に展開していきます。

○住宅、定住・移住対策

住宅につきましては、「愛別町住生活基本計画」（令和３年度～令和１２年度）に基づき、住宅の質や住環境の向上はもとより、地域の実情を踏まえた住環境の整備を展開していきます。

公営住宅等の維持管理につきましては、「愛別町公営住宅等長寿命化計画」（令和３年度～令和１２年度）に基づき、「公営住宅等ストック総合改善整備事業」として、東町団地１・２号棟及びファミリーユＣ・Ｄ・Ｅ号棟の屋根・外壁塗装等の改修工事、また、「公営住宅等改修整備事業」として、本町団地６・７・８・９号棟、金富団地１・２号棟のＬＥＤ改修工事を実施し、快適な住居水準の向上に努めていきます。

また、「民間住宅助成事業」として、太陽光発電システム導入に対する補助を引き続き助成していきます。

定住・移住対策につきましては、全国的な少子高齢化・人口減少等に伴い、町内においても空き家の増加が進むなか、令和５年度に見直した「空き家等対策計画」に基づき、空き家等対策を実施していますが、今後も、良好な生活環境の保全に向け、空き家等の適正管理を促進するとともに、「空き家バンク」や「みんなの０円物件」等の取り組みを充実させ、居住可能な空き家等には、有効活用を視野に入れた改修の支援等を実施していきます。

また、引き続き、地域おこし協力隊を積極的に活用し、地域課題の解決、地域振興に向けた取り組みを展開し、町内での起業・就業による定住・定着を促進していきます。

<力を合わせてつくる愛別>

○地域間交流

地域間交流は、自らの地域の特性や課題の再発見、郷土を愛する心の醸成をはじめ、地域活性化や人材育成の大きな契機となります。

愛のまち交流につきましては、子どもたちを中心とした交流が再開され、将来に向けた情報交流をより深め、心豊かなまちづくりに寄与できるよう、積極的に交流を推進していきます。

また、ふるさと愛別の応援組織である「あさひかわ愛別会」をはじめ、「札幌ふるさと愛別会」や「とうきょう愛別会」につきましても、ふるさと納税をはじめ、特産品のPRや定期購入など様々な形で応援をいただいております、さらなる応援の輪が広がるように、引き続き「ふるさと便り」をはじめとした情報発信を行っていきます。

○コミュニティ

町民の皆さまへの情報提供と、町政への理解を深めていただくことを目的に、職員が地域に参加させていただく、「地域のことを学び隊（地域担当制）」につきましては、地域と行政がともに考え行動する協働のまちづくりを基に、地域の皆さまと一体となり課題解決ができるよう、引き続き実施していきます。

また、町民の皆さまにも、まちづくりのための活性化に向けて自発的・

主体的に取り組む「地域コミュニティ事業」に積極的に取り組んでいた
だけるよう、地域の課題解決に資する様々な事業に対し、引き続き必要
な支援をしていきます。

○町民参画・協働

くらしに身近な話題や町の施策について分りやすく説明を行う「まち
づくり出前講座」につきましては、時代に合わせた講座メニューの見直
しやPRの強化を図り、地域の現状・課題の把握や、課題解決に向けて、
引き続き実施していきます。

広報・広聴機能の強化として、高齢者をはじめとするICTに不慣れ
な方へは、特に身近な情報源となる広報紙を情報取得の軸とし、二次元
コードの掲載や紙面誘導を行うことにより、データ放送、スマホアプリ、
ホームページ等への自然なアクセスを促すことで、デジタル化に対する
理解の促進を図っていきます。

また、データ放送やスマホアプリ、ホームページ、SNS等の各種媒
体におきましては、コンテンツごとのアクセス数等をもとに、利用者ニ
ーズを把握し、町民の皆さまからのご意見やご要望を幅広く受けとめ、
分かりやすくタイムリーな情報発信を実施していきます。

○行 財 政

働き方改革や自治体DXの導入など、新たな時代に対応できる簡素で
効率的な行財政体制の確立に向け、「旭川たいせつ圏域連携中枢都市圏」
における連携協約により可能となる、既存の各種事務事業の見直しをは
じめ、圏域施設の広域利用による施設の統廃合など、持続可能な行財政

運営を進めていきます。

住民の視点に立った行政推進のためには、多様化・高度化する行政課題に的確かつ迅速に対応できる能力、柔軟な発想と創造力形成が必要となるため、専門研修や政策能力を高めるための研修の充実を図ることで、効果的な人材育成に努め、信頼される行政を目指していきます。

財政運営の推進につきましては、経費全般の徹底的な見直し及び節減・合理化に努めるとともに、原油価格・物価高騰等の影響を十分に検証し、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料等の見直しを含めた検討を進め、健全な財政基盤の確保を図っていきます。

また、ふるさと応援寄附金につきましては、新たな返礼品の発掘をはじめとした拡充を図りながら、各ポータルサイトにおける商品ページ等のリニューアルの実施、SNS等を活用した情報発信を充実させ、寄附金額の拡大はもとより、まちの情報発信、特産品のPR強化にも繋げていきます。

収納対策につきましては、町民の皆さまの納付意識が高く、高い収納率を維持していますが、新たな滞納者を生まないように滞納が少額のうちに納税相談を実施するとともに、納付に誠意の見られない方には、財産調査により差押え等の滞納処分を実施していきます。さらに、町単独では処理困難な事案は、「上川広域滞納整理機構」と連携し、滞納額の縮減を図り、徴収に万全を期していきます。

今後も、効果的かつ効率的な予算執行はもちろんのこと、限られた予算で最大の効果を発揮するため、行政評価による事務事業の見直しを行いながら、住民福祉の向上や適正な予算執行に努めていきます。

○教 育

幼児教育と子育て支援につきましては、保護者の皆さまが安心してお子さんを預けられるように、幼保連携型認定こども園による保育・教育と、子育て支援の充実した運営を進めていきます。

教育環境の整備につきましては、児童生徒が安全な環境の下で学校生活を送ることができるように、令和 10 年度の義務教育学校開校に向けた、実施設計業務と開校準備委員会による協議を行うなど、教育環境の充実に向けた取り組みを進めていきます。

また、町民一人ひとりが生涯を通じて健やかに学び続けることができる環境づくりや機会を提供していくことにより、住民相互の絆づくりや人づくり、地域づくりの一助となるように、学習環境の充実や社会教育施設の計画的な整備を進めていきます。

教育に関する施策につきましては、教育行政と連携を図るために、教育委員会と協議する場として愛別町総合教育会議を設けていることから、教育委員会とともに進めていきます。

以上、令和 7 年度における町行政の執行に関して考え方を申し上げましたが、議員の皆さまをはじめ、町民の皆さまのご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。